

産業構造審議会商務流通情報分科会
バイオ小委員会第14回バイオ利用評価ワーキンググループ
議事録

日時：令和4年2月21日（月）14：00～15：00

開催形式：オンライン

○増田係長　それでは、皆様おそろいの方ですので、ただいまより産業構造審議会商務流通情報分科会バイオ小委員会第14回バイオ利用評価ワーキンググループを開始させていただきます。

委員の皆様におかれましては、御多忙の中御出席いただきまして、ありがとうございます。事務局を務めさせていただきます生物化学産業課生物多様性・生物兵器対策室の増田です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員の皆様全員に御出席いただいております、産業構造審議会運営規程第15条第6項に規定する定足数を満たしておりますので、本ワーキンググループを予定どおり開催させていただきますと存じます。

まず初めに、生物多様性・生物兵器対策室長の諏訪部より御挨拶させていただきます。よろしくお願いいたします。

○諏訪部室長　ただいま御紹介がありました生物多様性・生物兵器対策室長の諏訪部でございます。

本日は先生方、お忙しい中、第14回バイオ利用評価ワーキンググループに御参加いただきまして、ありがとうございます。前回の第13回のワーキンググループが昨年の3月末でございましたので、それから大体1年11か月後ぐらいの開催でございます。例年であれば、年度途中、9月頃に1度ワーキンググループを開催するはずですが、今年度については、今日もそうですが、特に拡散防止措置の確認についてワーキンググループにかけるものはございませんでしたので、昨年の9月については1回スキップをさせていただいたというわけでございます。

また、先ほどお話ししたとおり、前回は昨年3月でございましたので、その間、当室にも人事異動がございまして、もう皆様方に既にメールなどで御連絡させていただいておりますが、昨年4月には船曳に代わりまして増田係長が、7月1日付では、長崎補佐に代わりまして渡辺補佐が人事異動で当室バイオ利用評価ワーキンググループの担当となっております。

本日もそれほど議題は多くございませんけれども、先生方から忌憚のない御意見をいただければと思っております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○増田係長　ありがとうございました。本日使用する予定の全ての資料は、事前に電子媒体で送付させていただいておりますので、各自お手元で御確認いただければと思います。また、何か不具合がある場合には事務局までお知らせください。音声を利用できない場合

には、テキストメッセージを送付いただくことも可能です。

また、開催中、良好な通信状況を保つため、ビデオはオフにし、発言いただかない時間帯はマイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。

なお、サインイン状況で出席していることの確認ができない時間帯は退席をしているとみなされ、この退席時間が審議時間の過半数を超えた場合、欠席扱いとなりますので、この点、御注意いただきますようお願いいたします。

なお、議事録作成のために、本審議會は録音させていただきますので、御了承ください。

議事に入ります前に会議の公開、非公開について確認させていただきます。本ワーキンググループは、企業秘密に関わる内容もあり、審議を公開とすることで特定企業の具体的な不利益となる場合がございますので、産業構造審議會に係る経済産業省の内部規定に従い、一般の傍聴を認めず、非公開とさせていただいております。

また、議事の公表につきましては、特定企業に具体的な不利益となる事案を除く全ての議題につきまして、発言者のお名前を含む詳細な議事録を委員の皆様の御確認を得た上で公開させていただくこととなりますので、あらかじめ御了承いただきますようお願いいたします。簡易な議事要旨につきましても、速やかに公開させていただきたいと考えております。

配付資料に関しましても、特定企業に具体的な不利益とならないもの、企業秘密に関わらないものは公開とさせていただきます。

これより後の議事進行は、鎌形座長にお願いさせていただきたいと思います。それでは、鎌形座長、よろしくお願いいたします。

○鎌形座長　　鎌形です。

引き続きコロナ禍におけるオンライン開催となりまして、皆さんとなかなか直接対面でお話しする機会がないのですが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題に入りたいと思います。まず議題１、「G I L S P 告示原案作成のための作業方針」の改訂、議題２、G I L S P 告示改正案の報告について、経済産業省から御説明をよろしくお願いいたします。では、増田さん、よろしくお願いいたします。

○増田係長　　ありがとうございます。それでは、議題１の「G I L S P 告示原案作成のための作業方針」の改訂について、資料１を御確認いただければと思います。

G I L S P 告示の改正に当たっては、G I L S P 告示原案作成のための作業方針に基づき、微生物に関する専門的な知見を有するN I T Eが新規掲載候補の宿主・ベクター及び

挿入DNAの掲載可否等の検討を行う運用としております。

また、令和2年3月12日に第9回産構審バイオ利用評価ワーキンググループにて承認されました作業方針について、今般、G I L S P 告示の注釈改正に伴い、作業方針の見直しも行うこととしたいと考えております。

続いて、作業方針改訂の概要になります。令和2年度にG I L S P 告示、注釈の(1)を改正しておりますので、こちらを初めに御説明します。

注釈(1)について、「別表第一左欄の宿主及び別表第二右欄の由来生物の表記は、慣用名、日本産菌類集覧（日本菌学会関東支部）、別表第二左欄の挿入DNAの表記は、生化学事典第4版（東京化学同人）を基本としている」という記載から、「別表における宿主、由来生物及び挿入DNAの表記はU n i P r o t 等の生物学分野の公共データベース及び専門学会等が推奨する文献情報を参照している」へと変更されています。この変更に伴い、作業方針においても、日本産菌類集覧及び生化学事典を参照するというルールを変更したいと考えております。

続いて、改正案の具体的な内容について御説明します。

こちらは、作業方針の内容になりますけれども、新規追加案件の中の宿主・ベクターの記載ルールについて変更したいと考えております。こちらの赤字で示しております「キノコ類については、最新の学名に加え『日本産菌類集覧（日本菌学会関東支部）』に基づき、一般名を併記する」、こちらのルールを削除する形としております。

また、新規追加案件の挿入DNAに関する記載ルールについてですけれども、こちらは、「名称は、『生化学事典（第4版）東京化学同人』をもとに記載する」という記載を削除しまして、「U n i P r o t 等生物学分野の公共データベース及び専門学会等が推奨する文献情報をもとに記載する」という内容に変更しております。

続いて、挿入DNAの由来生物の名称の記載のルールですけれども、こちら、キノコ類については「日本産菌類集覧」に基づき記載するといった内容を削除して、「原則として最新学名とし、動植物については標準和名とする。キノコ類については、必要に応じて、一般名を併記する」という内容に変更しております。

以上が作業方針の見直しに関する内容の説明となります。

続いて、議題2のG I L S P 告示改正案に関して御説明いたします。資料2—1を御確認いただければと思います。

G I L S P の告示については、先ほど御説明したような作業方針に基づき、G I L S P

告示原案作成委員会での審議を踏まえ、N I T Eにて改正原案を作成し、経済産業省に報告するといった流れになっております。

また、報告された案については、本ワーキンググループにて改正案を御確認いただき、その後、告示を改正するという流れとなっております。

今回の告示の改正案の概要について御説明します。まずは、新規宿主・ベクター2件と、新規挿入DNA 25件について別表に追加することとしたいと考えています。

また、現行の告示についても見直しを行っています。まずは、別表第二の由来生物5種の学名表記を変更すること、また、別表第二の挿入DNAの表記を整理し、重複するものを削除すること。また、告示の注釈の文言の定義を再確認し、表記を変更することといった内容になります。

続いて、具体的な改正内容について御説明します。

初めに、G I L S Pリストへの新規掲載についてですが、①別表第一に、こちらに示す2件の宿主及びベクターを追加することとしたいと考えています。

続いて、別表第二に、こちらに示します25件の挿入DNAを追加することとしたいと考えております。

続いてですが、現行のG I L S P告示に掲載されている項目の見直しになります。別表第二において由来生物5種については、こちらの表に示すような学名表記に更新したいと考えております。

続いて、別表第二の挿入DNAのうち、ヒトのHLAは、HLA—A*01:01のように第2区域までを表記していましたが、遺伝子シンボル以下の違いでは安全性の評価に差がないということから遺伝子シンボルまでの表記とすることとし、33件のHLAについては、記載を変更したいと考えております。

続いてですが、別表第二の挿入DNAのうち、表記は異なりますが、同じ挿入DNAを示すことが判明した17件8組については、その重複の表記を変更したいと考えております。こちらのように削除して、重複表記を変更したいと考えております。

続いてですが、G I L S P告示注釈の見直しについてですが、注釈について内容及び語句の定義の確認を再度実施して、改正したいと考えております。

初めに、注釈の(4)に関する改正になります。こちらは、「生理活性を有しない」という記載を「生物多様性影響及び人の健康に対する影響の可能性が認められない」に変更できればと考えております。

こちらの改正理由としましては、生理活性の定義が曖昧であるため、生理活性の用語を使わないこととし、別の用語への置き換えを行ったことから、このような改正をしております。

続いて、注釈の(5)になります。こちらは新たに追記をしているのですが、部分配列を融合して使用する方法について、考慮すべき内容を追記すべきではないかという意見が挙がっておりました。このため、こちらに記載のとおり、「ただし、別表第二のDNAの全長あるいは一部を複数組み合わせ使用したものにおいて、使用したそれぞれのDNAが有する機能以外に著しく異なる機能が加わる場合は、別表第二の挿入DNAに含まれないものとする」という文章を追記しております。

続いて、注釈(6)ですが、こちらは「合成DNA」という用語を「化学的に合成したDNA」に変更し、また、「DNAが発現することにより産生される物質が生理活性を有する場合には」という内容を削除しております。

こちらの改正理由としましては、人工的に合成されたという意味の合成DNAと区別するために、「化学的に合成した」という記載に変更しております。また、活性の有無は条件としては不要になりますので、「DNAが発現することにより産生される物質が生理活性を有する場合には」という記載を削除しております。

続いて、(7)ですが、こちらは、もともとありました「生理活性」という用語の記載を削除しております。また、「転写や翻訳、複製等に関する機能を有しない配列」と「転写や翻訳、複製等に関する機能を有するがタンパク質やポリペプチド等の構造遺伝子をコードしない配列」に分けて整理しております。

こちらの改正理由については、先ほどと同じく生理活性の定義が曖昧であるため、まずは生理活性の用語を使わない表現で整理をしています。

続いて、注釈の(8)と(9)についてですが、こちらに「生物多様性影響及びヒトへの健康影響」という記載がありましたが、「及び」を「又は」に変更し、「科学的知見の充実等」という記載を「最新の科学的知見」という記載に変更しております。

こちらの改正理由としましては、まず生物多様性と人、どちらか一方でも影響があつてはいけないので、「及び」から「又は」という記載に変更しております。

また、科学的知見を充実させるという記載については、例になりますけれども、経済産業省が例えば試験を行って、知見を充実させていくといった解釈もできるかと思います。そのような解釈にならないよう、「最新の科学的知見によって」という記載に変更してお

ります。

以上がG I L S P告示改正案の概要に関する御説明になります。

それでは、続いて、鎌形座長、よろしくお願いいたします。

○鎌形座長　そうしましたら、ただいまの議題1と議題2に関しまして、議題1は「G I L S P告示原案作成のための作業方針」の改訂案、それから議題2に関しては、ただいま御説明のあったG I L S P告示改正案というようになりますけれども、この2題に関しまして、委員の先生方から御意見、御質問等があればよろしくお願いいたします。もし御質問、御意見がある場合は挙手いただいても結構ですし、直接マイクをオンにしてください構いません。よろしくお願いいたします。

久しぶりにバイオ小委員会があったので、先生方もなかなか思い出せない部分も多々ありかなと思いますけれども、いかがでしょうか。増田さん、委員の先生方に確認いただく事項は議題1のほうですか、2のほうも含めてですか。

○増田係長　審議事項は1のみですので、御審議いただくのは1のみです。

○鎌形座長　分かりました。委員の先生方に審議いただいて御了解いただくというのが議題1になります。なので、まず、それに関して、何かあればよろしくお願いいたします。それからその後に議題2の告示改正案、告示改正案は結構細かいところの直しが多々あったと思うのですが、これに関して、御質問、御意見等があれば順次よろしくお願いいたします。どちらからでも構いません。

そうしましたら、まず、審議事項から皆さんの御了解をいただけるかどうかに入らせていただきたいと思います。本件に関しまして、御質問、御意見等はございませんでしょうか。もし御意見等がなければ、議題1について、ワーキンググループとして了承、確認したというようにさせていただきたいと思いますけれども、昨年同様、それぞれの皆さん方から御了解いただく旨を直接マイクでおっしゃっていただくというような手続きを取りたいと思います。その際に御質問等があれば、そこでお受けするというようにさせていただきたいと思います。

お手元の議事次第の中の委員の名簿の順にお聞きするという形で進めさせていただきたいと思います。まず穴澤委員からよろしくお願いいたします。

○穴澤委員

基本的に了承したいと思います。理解しやすくするという大きな目的の中で、非常にシンプルにまとめられており、了承したいと思います。

ただ、1点だけ付け加えさせていただきたいのは、なぜこのように変えたかということ
は、この議事録の説明の中に残ると思うのですけれども、改訂表の中にもなぜ変えたか
ということが分かるような形をぜひ残しておいていただければ、後々、変更の経緯を知る
うえで役立つと思います。

以上です。

○鎌形座長 ありがとうございます。増田さん、これは見え消し状態になっていますけ
れども、何か特に付け加えて、後で分かるような形には整えていただけますか。

○増田係長 見え消しというのは。

○鎌形座長 見え消しになっていませんか。

○増田係長 今おっしゃっていたのは。

○鎌形座長 なぜ変えたのかという、なぜということはここには書かれていないですね。

○穴澤委員 改訂前の版と新しい版を見比べれば、どこが変わったかというのは分か
りますよね。それはそれでいいと思いますし、こういう書類にきちんと載せた場合は変わ
った、見え消しの部分はどうせ消えてなくなってしまうわけですよね。議事録かどこかの中
に、この見え消しの部分が残ればよいというのは、それは1つの考え方で、こういう記載
のルールの変更結果を残す点でそれでいいと思います。ただ、記載変更の比較表のところ、
例えば「HLAなどは活性や機能に差がないから全部HLAに簡単にまとめてしまう」、
それは議事録には書いてあります。そこで、改訂版の表の欄外などに、この変更理由をど
こかで残しておいていただきたいというのが私のコメントです。

○増田係長 今回のワーキングにおいても、そういった改正理由を議事録として残して
おくということで。

○穴澤委員 そうです。

○増田係長 承知いたしました。ありがとうございます。

○穴澤委員 よろしくお願いいたします。

○鎌形座長 ただいまの穴澤委員のものは議題2のほうでしたので、そういう御意見と
いうことで生物課のほうで、意見に基づいた改正のプロセスを残していただくというよう
にさせていただくことにしたいと思います。

そうしましたら、資料1の議題1に関しては御了解いただいたということでよろしいで
すね。

○穴澤委員 結構です。

○鎌形座長 では、続きまして、池委員、よろしくお願いします。

○池委員 池です。

異論ございません。了承いたします。

○鎌形座長 ありがとうございました。そうしましたら、続きまして、片山委員、よろしくお願いします。

○片山委員 片山です。

特に意見はありません。了解いたします。

○鎌形座長 ありがとうございます。そうしましたら、勝間委員、よろしくお願いします。

○勝間委員 了承いたしました。

○鎌形座長 次は、神谷委員、よろしくお願いします。

○神谷委員 神谷です。改正案、承認いたします。

○鎌形座長 ありがとうございます。そうしましたら、次は駒井委員、よろしくお願いします。

○駒井委員 駒井です。修正案に同意いたします。以上です。

○鎌形座長 ありがとうございます。続きまして、篠崎委員、よろしくお願いします。

○篠崎委員 篠崎です。特に異論ございません。賛成いたします。

○鎌形座長 ありがとうございます。続いて、森川委員、よろしくお願いします。

○森川委員 森川です。承認します。よろしくお願いします。

○鎌形座長 ありがとうございました。そうしましたら、ワーキングの皆様方から確認いただいたようにさせていただきたいと思います。

それから、議題2に関して特段御意見がないようでしたら、次の議題に移らせていただきたいと思います。

次の議題は議題3でして、令和2年度産業二種使用等大臣確認の実績等に関してということで、経済産業省から御説明をよろしくお願いいたします。

○増田係長 どうもありがとうございます。それでは、令和2年度の第二種使用等大臣確認実績の御報告をさせていただきます。令和2年度になりますので、昨年度の実績となります。

大臣確認件数については、こちらの表に示したとおりとなります。まず、バイオ利用評価ワーキングの審議案件は3件ございました。内訳についてですけれども、カテゴリー1

が3件、動物、植物は0件となっております。

また、NITEの事前審査及び審査案件は合計69件となっております。内訳はGILSP区分が53件、動物が12件、植物が0件、カテゴリー1が3件、その他としまして、試薬の廃棄が1件となっております。

こちら、大臣確認件数ですので、実際に大臣確認書が発行された枚数を示しております。このため、実際に申請のあった遺伝子組換え生物数の数は多くあるのですが、一括申請、または合併申請などが運用として取られておりますので、実際の組換え生物数に比べて審査件数は少ないという状況となっております。

続いて、立入検査について報告いたします。

令和2年度は、コロナ禍の影響を鑑み、検査は実施しておりません。一方で、今年度の後期になりまして、立入検査は順次再開している状況であります。

続いて、大臣確認件数について、過去の件数をグラフと表で示したものについて御説明いたします。

平成15年度から令和2年度末までに経済産業省では2,559件の第二種使用の大臣確認申請を受けております。ここで恐れ入りますが、事前に送付した資料には、令和元年度末までにと記載がされていたかと思えます。申し訳ありませんが、こちら、令和2年度に修正させていただきます。

また、NITEでの事前審査が平成23年6月27日に開始されておりまして、令和2年度末までに1,170件の事前審査及び審査が行われております。

この表から見て分かりますとおり、平成23年度までは産構審の案件がありましたが、それ以降は、産構審の件数が減少していることが分かるかと思えます。

こちらのカウント方法ですが、平成15年度から25年度までは申請のあった遺伝子組換え生物数をカウントしております。平成26年度以降、一括申請を遺伝子組換え生物数ではなく大臣確認件数としてカウントしております。さらに、平成28年度以降は、試薬の廃棄及び合併申請についても大臣確認件数としてカウントしております。

また、令和2年度のこちらの件数を例年の申請件数と比較してみますと、少し減少しているように見受けられるかと思えます。理由としまして、想定にはなりますけれども、やはりコロナの影響もあるのではないかと考えております。

もう一点ですが、平成30年以降に包括確認申請の運用が開始されておりまして、実際に提出されている使用実績報告の件数からも毎年その件数は増えている状況ですので、

包括申請の運用の拡大が審査件数の減少に影響しているのではないかと考えております。

立入検査件数についても、過去の件数はこちらのとおりとなっております。

続いての資料は、令和2年度に大臣確認申請のあった具体的な申請者名と遺伝子組換え生物の種類の名称をまとめた表となっております。

以上で議題3の御説明については終了とさせていただきます。鎌形座長、よろしくお願いいたします。

○鎌形座長 ありがとうございます。そうしましたら、ただいまの議題に関しまして、御質問、御意見等ございますか。本件は報告事項となります。先ほど増田さんからありましたように、大臣確認件数に関しては、令和2年度末までの実績となっていましたから、一昨年のデータですね。何かございましたら、よろしくお願いします。

（「なし」の声あり）

今、特にないようですので、また後でまとめて御意見等伺いたいと思います。

そうしましたら、次の議題に進めさせていただきます。続きまして、議題4、第一種使用等に係る制度基盤整備に向けた検討について、N I T Eから御説明をよろしくお願い申し上げます。

○N I T E N I T E バイオテクノロジーセンター生物多様性支援課の藤田でございます。資料4を御覧ください。

令和3年度カルタヘナ法第一種評価手法検討委員会の報告をさせていただきます。

背景ですけれども、N I T E では、経済産業省所掌に該当する遺伝子組換え生物等の第一種、いわゆる開放形使用に係る制度基盤整備、特に生物多様性影響評価書の作成ガイドランスの策定に向けた検討を令和元年度より開始しております。

N I T E において第一種評価手法検討委員会を開催し、微細藻類の開放系使用を念頭に、生物多様性影響評価における評価項目の枠組み、作業計画及び試験手法の妥当性や試験結果等を審議いただいております。

2で委員会の開催結果でございます。今年度、委員会を計4回開催する予定でありまして、本日までに第3回まで実施済みとなっております。日程と主な審議・承認事項は以下のとおりでございます。

第1回は5月27日、ウェブ開催で行っております。ゲノム編集株の情報提供書（案）について御審議いただきました。本事業の開放系試験で使用するゲノム編集株の情報提供書（案）の内容について問題ないことを確認いただきました。本委員会後、経済産業省に

事業者から提出されまして、令和3年11月12日にJ-BCHより公開されております。

2つ目が非遺伝子組換え株を用いた開放系試験結果の評価でございます。こちらについては、前年度から引き続いて検討いただいているのですけれども、手法について大きく見直すべき点はないと思いますが、施設、設備の違いがデータに影響を及ぼす可能性について指摘がございました。こちらの開放系試験についても、幾つかの株をしているのですけれども、残りの株の試験終了後に結果について総合的に議論することとした。引き続き、同様の手法で開放系試験を実施していくことが確認されております。

次、閉鎖系試験結果報告及び試験手法の改善点でございます。

冒頭で説明するのを忘れておりましたけれども、過去2回の評価ワーキンググループの説明では、実際の委員会でお示しした資料も参考にお出ししていたのですが、今年度は3回にわたった委員会について、資料が非常に膨大ですので、今回はA4での報告資料だけとさせていただきます。

報告に戻りますけれども、閉鎖系試験結果報告及び試験手法の改善点ですが、以下の5種類の閉鎖系試験の結果、5種類といいますと、環境水中生存／生残性試験、環境ゲノム解析試験、微生物生育阻害試験、競合優位性試験、毒性試験でございますけれども、今回、この第1回の委員会で御報告した株については、宿主／親株と遺伝子組換え株との間で、環境微生物叢に対する影響の傾向及び生存／生残性の点で基本的に違いはなく、遺伝子組換え株が他の微生物を減少させる性質を有していないと推察されることが委員会で確認されております。

次の第2回の委員会、お願いいたします。第2回が9月1日、ウェブ開催で行われております。

進捗報告、こちらは第2回ですけれども、先ほど冒頭で説明いたしました生物多様性影響評価書の作成ガイダンスについて主に審議いただくために試験については進捗のみを報告させていただきます。結果は第3回以降に評価いただくことといたしました。

ガイダンスですけれども、今回、令和元年度から開始しておりますが、ガイダンスにつきましては、今年度に入りまして、ようやくお出しすることができたという状況でございます。

ガイダンスの位置づけ及び構成について説明し、了承されております。内容については初稿のため、多くの改善点の指摘があり、次稿に反映することといたしております。

次が第3回、12月9日ですけれども、こちらもウェブ開催で行っております。

第1回の委員会同様に非遺伝子組換え株を用いた開放系試験結果報告で、こちらについては最終報告となっております。開放系試験の最終報告がなされて、設備の異なるデータの解釈や試験の優先等については、第1回同様に、御指摘があったのですが、引き続き議論することといたしました。

閉鎖系試験の結果報告ですが、第1回同様に5種の閉鎖系試験の結果を報告しております。今回、第3回委員会で報告した株については、第1回同様に、宿主／親株と遺伝子組換え株との間で基本的に違いはなく、遺伝子組換え株が他の微生物を減少させる性質は有していないと推察されることが委員会で確認されております。

各試験手法の優先度について指摘がございまして、こちらについては次回以降、審議いただくこととしております。

また、ガイダンスにつきましても、第2回委員会で提示した初稿からの修正点や追記点を説明いたしております。

3番、今後の予定ですが、今年度、委員会が1回残っておりますが、第4回委員会を年度末までに開催し、開催日が決まっております、3月17日に開催する予定でございます。試験につきましては、今年度で終了いたしますので、試験の最終報告を実施する予定でございます。

遺伝子組換え微細藻類の生物多様性影響評価書作成ガイダンス（案）については、今年度初稿をお出ししたという関係もございまして、来年度も引き続き検討を継続する予定でございます。

報告は以上となります。

○鎌形座長 藤田さん、ありがとうございました。そうしましたら、ただいまの議題4の説明に関しまして、御質問、御意見等があればよろしくお願いいたします。これはずっと検討を続けている第一種利用のガイドラインの作成なのですが、結構膨大なデータをNITEの皆さん方が出されておられて、その報告を委員会で順次受けて、その進捗の要旨というような内容でした。何か皆さんのほうで御意見ございますでしょうか。

○神谷委員 神谷ですが、いいですか。

○鎌形座長 よろしく申し上げます。

○神谷委員 質問は、委員会の結果報告の文章が第1回のウェブ開催の会議の閉鎖系試験結果報告及び試験手法の改善点、以下結果が4行に記載されてありますね。この文章と第3回の同じような閉鎖系試験の結果報告の4行の文章が全く同一なのですが、こ

れは使用した菌株が異なったり何か理由があったのでしょうか。1回目の結果と3回目の結果が多少なりとも異なるのが通常ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○N I T E 分かりづらい説明で申し訳ございません。今回、共同事業先として幾つかの会社様に協力いただいて株を提供いただいております。その株について順次試験をして報告をさせていただいております。第1回と第3回では株が違うというのが大きなところでございます。

○神谷委員 了解しました。あと、毒性試験に関しては、親株も遺伝子組換え株もいずれも毒性はなかったという理解でよろしいのですか。

○N I T E 今回の毒性試験につきましては、親株もなかったという結果となっております。

○神谷委員 ただ、そういったことがこの文章からは理解できないので、そのような毒性試験に関するコメントも追記したほうがいいのではないかと思います。

以上です。

○N I T E ありがとうございます。

○鎌形座長 ほかに委員の先生方からございませんか。

もしなければ、議題3の先ほどの第二種の大臣確認実績に関してももし何かあれば、それもまとめてよろしくお願いいたします。

○増田係長 経済産業省・増田です。鎌形座長、よろしいでしょうか。

○鎌形座長 どうぞ。

○増田係長 先ほど私から御説明させていただいた議題2の内容なのですが、1つ報告漏れがありまして、補足させていただきます。

告示注釈の改正の後に、もう一つ資料をその他として加えておりまして、資料2—1の最後のページを御確認いただければと思います。

こちらなのですが、現在、官報をPDFの形式で掲載しておりますが、今後はG I L S P告示の別表については、別途エクセル形式でも公表できればと考えております。こちらは、検索等しやすい形で利便性を高めるためといった理由になります。また、初版は現行告示をベースとして、1項目1行とした形式で公表できればと考えております。また、今後、事業者のニーズに合わせて情報追加を検討し、より利便性を高めることとしたいと思っております。

また、エクセル形式の場合は、ダウンロード後に利用者がデータを変更してしまう可能

性もありますので、G I L S P 遺伝子組換え生物として、使用前に必ず告示のリストのほうで再度確認していただくよう注意喚起ができればと考えております。

また、エクセル形式の掲載については、経済産業省のホームページでもこれまでに掲載を行っている実績もありますし、また、エクセルの情報が例えば第三者に改ざんされて、再度アップロードさせるというリスクもあるといった御意見もあるかと思いますが、そういった再アップロードといったことはできないということで確認は取れているという状況になります。

この資料の続きにエクセルでの公表の形式の例として、表を載せております。

報告事項の補足になりますけれども、よろしくお願いいたします。

○鎌形座長 ありがとうございました。そうしましたら、今、議題2のほうに戻ったのですけれども、議題2、3、4合わせて先生方から何か御意見等がございましたらよろしくお願いいたします。

特に今のエクセルの件に関しては、ダウンロードするようものをやるということなのですが、データを変えてもう一回アップロードすることはできない、それは当然だと思うのですけれども、そういった形で利用者の利便性を図りたいというような趣旨だということとで理解しました。

これに関して、特にないようでしたら、そのほかの議題についてもよろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

そうしますと、議事はこれにて終了となります。もし何もないければ、事務局のほうにお返ししたいと思います。では、事務局のほう、よろしくお願いいたします。

○増田係長 鎌形座長におかれましては、議事進行をお務めいただきまして、ありがとうございました。また、委員の皆様にも御審議いただきまして、ありがとうございました。

今回の議事録ですけれども、作成後にメールにて送付させていただきますので、後ほど御確認いただきますようお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本ワーキンググループを閉会とさせていただきます。本日は御多忙の中、御出席いただきまして、どうもありがとうございました。

——了——